

事 務 連 絡  
平成19年6月8日

都 道 府 県 労 働 局  
労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部補償課長補佐  
(医療福祉担当)

### アフターケア実施要領の周知について

アフターケア実施要領の周知については、労災行政情報管理システムに登録されている平成19年4月末日現在のデータに基づき、本年5月下旬に、本省からアフターケア対象者及び労災指定医療機関に対して、それぞれパンフレットを発送したところであるが、別紙1のアフターケア対象者及び別紙2の労災指定医療機関については、あて先不明のため返送されたところである。

については、これらのアフターケア対象者及び労災指定医療機関の住所等の変更又は労災指定医療機関の取消等についての確認を行い、住所等が把握できた場合には、速やかにパンフレット（「アフターケア」が変わります）を送付し、アフターケア実施要領の制定に係る周知を行われたい。

また、別紙3を各労働局のホームページに掲載するなどにより、アフターケアの取扱いが変更となることについての周知に努められたい。

アフターケア対象者現住所不明者名簿（北海道労働局）

別紙1

郵便番号	登録住所	氏名	健康管理手帳番号
[Redacted Content]			

C

C

## アフターケア対象者現住所不明者名簿（青森労働局）

郵便番号	登録住所	氏名	健康管理手帳番号
[Redacted Content]			

アフターケア対象者現住所不明者名簿（宮城労働局）

別紙 1

郵便番号	登録住所	氏名	健康管理手帳番号
[Redacted Content]			

アフターケア対象者現住所不明者名簿（秋田労働局）

別紙 1

郵便番号	登録住所	氏名	健康管理手帳番号
[Redacted Content]			

アフターケア対象者現住所不明者名簿（山形労働局）

別紙 1

郵便番号	登録住所	氏名	健康管理手帳番号
[Redacted]			

アフターケア対象者現住所不明者名簿（福島労働局）

別紙 1

郵便番号	登録住所	氏名	健康管理手帳番号
[Redacted Content]			

アフターケア対象者現住所不明者名簿（茨城労働局）

別紙 1

郵便番号	登録住所	氏名	健康管理手帳番号
[Redacted Content]			



アフターケア対象者現住所不明者名簿（栃木労働局）

別紙 1

郵便番号	登録住所	氏名	健康管理手帳番号
[Redacted Content]			

アフターケア対象者現住所不明者名簿（群馬労働局）

別紙 1

郵便番号	登録住所	氏名	健康管理手帳番号
[Redacted Content]			

アフターケア対象者現住所不明者名簿（埼玉労働局）

別紙 1

郵便番号	登録住所	氏名	健康管理手帳番号
[Redacted Content]			

C

C

アフターケア対象者現住所不明者名簿（千葉労働局）

別紙 1

郵便番号	登録住所	氏名	健康管理手帳番号
[Redacted Content]			

郵便番号	登録住所	氏名	健康管理手帳番号
[Redacted Content]			

アフターケア対象者現住所不明者名簿（東京労働局）（2）

別紙1

郵便番号	登録住所	氏名	健康管理手帳番号
[Redacted Content]			

C

C

アフターケア対象者現住所不明者名簿（神奈川県労働局）

別紙 1

郵便番号	登録住所	氏名	健康管理手帳番号
[Redacted Content]			

アフターケア対象者現住所不明者名簿（新潟労働局）

別紙 1

郵便番号	登録住所	氏名	健康管理手帳番号
[Redacted Content]			



アフターケア対象者現住所不明者名簿（富山労働局）

別紙 1

郵便番号	登録住所	氏名	健康管理手帳番号
[Redacted]			

アフターケア対象者現住所不明者名簿（石川労働局）

別紙 1

郵便番号	登録住所	氏名	健康管理手帳番号
[Redacted Content]			

アフターケア対象者現住所不明者名簿（福井労働局）

別紙 1

郵便番号	登録住所	氏名	健康管理手帳番号
[Redacted Content]			

アフターケア対象者現住所不明者名簿（山梨労働局）

別紙 1

郵便番号	登録住所	氏名	健康管理手帳番号
[Redacted]			

アフターケア対象者現住所不明者名簿（長野労働局）

別紙 1

郵便番号	登録住所	氏名	健康管理手帳番号
[Redacted Content]			

アフターケア対象者現住所不明者名簿（岐阜労働局）

別紙 1

郵便番号	登録住所	氏名	健康管理手帳番号
[Redacted Content]			

アフターケア対象者現住所不明者名簿（静岡労働局）

別紙 1

郵便番号	登録住所	氏名	健康管理手帳番号
[Redacted Content]			

アフターケア対象者現住所不明者名簿（愛知労働局）

別紙 1

郵便番号	登録住所	氏名	健康管理手帳番号
[Redacted Content]			



アフターケア対象者現住所不明者名簿（三重労働局）

別紙 1

郵便番号	登録住所	氏名	健康管理手帳番号
[Redacted Content]			

C

C

アフターケア対象者現住所不明者名簿（滋賀労働局）

別紙 1

郵便番号	登録住所	氏名	健康管理手帳番号

アフターケア対象者現住所不明者名簿（京都労働局）

別紙 1

郵便番号	登録住所	氏名	健康管理手帳番号
[Redacted Content]			

アフターケア対象者現住所不明者名簿（大阪労働局）（1）

別紙 1

郵便番号	登録住所	氏名	健康管理手帳番号
[Redacted Content]			

郵便番号	登録住所	氏名	健康管理手帳番号
[Redacted Content]			

アフターケア対象者現住所不明者名簿（兵庫労働局）

別紙 1

郵便番号	登録住所	氏名	健康管理手帳番号
[Redacted Content]			

アフターケア対象者現住所不明者名簿（奈良労働局）

別紙 1

郵便番号	登録住所	氏名	健康管理手帳番号
[Redacted Content]			

C

C

アフターケア対象者現住所不明者名簿（和歌山労働局）

別紙 1

郵便番号	登録住所	氏名	健康管理手帳番号
[Redacted Content]			



アフターケア対象者現住所不明者名簿（鳥取労働局）

別紙 1

郵便番号	登録住所	氏名	健康管理手帳番号

アフターケア対象者現住所不明者名簿（島根労働局）

別紙 1

郵便番号	登録住所	氏名	健康管理手帳番号
[Redacted Content]			

アフターケア対象者現住所不明者名簿（岡山労働局）

別紙 1

郵便番号	登録住所	氏名	健康管理手帳番号
[Redacted Content]			

アフターケア対象者現住所不明者名簿（広島労働局）

別紙 1

郵便番号	登録住所	氏名	健康管理手帳番号
[Redacted Content]			

C

C

アフターケア対象者現住所不明者名簿（山口労働局）

別紙 1

郵便番号	登録住所	氏名	健康管理手帳番号
[Redacted Content]			

C

C

アフターケア対象者現住所不明者名簿（徳島労働局）

別紙 1

郵便番号	登録住所	氏名	健康管理手帳番号
[Redacted Content]			

アフターケア対象者現住所不明者名簿（香川労働局）

別紙 1

郵便番号	登録住所	氏名	健康管理手帳番号
[Redacted Content]			

アフターケア対象者現住所不明者名簿（愛媛労働局）

別紙 1

郵便番号	登録住所	氏名	健康管理手帳番号
[Redacted Content]			



アフターケア対象者現住所不明者名簿（高知労働局）

別紙 1

郵便番号	登録住所	氏名	健康管理手帳番号
[Redacted Content]			

アフターケア対象者現住所不明者名簿（福岡労働局）

別紙 1

郵便番号	登録住所	氏名	健康管理手帳番号
[Redacted Content]			

アフターケア対象者現住所不明者名簿（佐賀労働局）

別紙 1

郵便番号	登録住所	氏名	健康管理手帳番号
[Redacted Content]			

アフターケア対象者現住所不明者名簿（長崎労働局）

別紙 1

郵便番号	登録住所	氏名	健康管理手帳番号
[Redacted Content]			

アフターケア対象者現住所不明者名簿（熊本労働局）

別紙 1

郵便番号	登録住所	氏名	健康管理手帳番号
[Redacted Content]			

C

C

アフターケア対象者現住所不明者名簿（大分労働局）

別紙 1

郵便番号	登録住所	氏名	健康管理手帳番号
[Redacted Content]			

アフターケア対象者現住所不明者名簿（宮崎労働局）

別紙 1

郵便番号	登録住所	氏名	健康管理手帳番号
[Redacted Content]			

アフターケア対象者現住所不明者名簿（沖縄労働局）

別紙 1

郵便番号	登録住所	氏名	健康管理手帳番号
[Redacted Content]			



所在地不明労災指定医療機関名簿(北海道労働局)

郵便番号	所在地	労災指定医療機関名	指定医療機関番号
[Redacted Content]			

## 所在地不明労災指定医療機関名簿(青森労働局)

郵便番号	所在地	労災指定医療機関名	指定医療機関番号
[Redacted Content]			

所在地不明労災指定医療機関名簿（茨城労働局）

郵便番号	所在地	労災指定医療機関名	指定医療機関番号
[Redacted Content]			

所在地不明労災指定医療機関名簿（千葉労働局）

郵便番号	所在地	労災指定医療機関名	指定医療機関番号
[Redacted Content]			

所在地不明労災指定医療機関名簿（東京労働局）

郵便番号	所在地	労災指定医療機関名	指定医療機関番号
[Redacted Content]			

C

所在地不明労災指定医療機関名簿（神奈川労働局）

郵便番号	所在地	労災指定医療機関名	指定医療機関番号
[Redacted Content]			

所在地不明労災指定医療機関名簿（石川労働局）

郵便番号	所在地	労災指定医療機関名	指定医療機関番号
[Redacted Content]			

所在地不明労災指定医療機関名簿（長野労働局）

郵便番号	所在地	労災指定医療機関名	指定医療機関番号
[Redacted Content]			



所在地不明労災指定医療機関名簿（岐阜労働局）

郵便番号	所在地	労災指定医療機関名	指定医療機関番号
[Redacted Content]			

所在地不明労災指定医療機関名簿（愛知労働局）

郵便番号	所在地	労災指定医療機関名	指定医療機関番号
[Redacted Content]			

所在地不明労災指定医療機関名簿（三重労働局）

郵便番号	所在地	労災指定医療機関名	指定医療機関番号
[Redacted Content]			

所在地不明労災指定医療機関名簿（滋賀労働局）

郵便番号	所在地	労災指定医療機関名	指定医療機関番号
[Redacted Content]			

C

C

所在地不明労災指定医療機関名簿（大阪労働局）

郵便番号	所在地	労災指定医療機関名	指定医療機関番号
[Redacted Content]			

## 所在地不明労災指定医療機関名簿（兵庫労働局）

郵便番号	所在地	労災指定医療機関名	指定医療機関番号
[Redacted Content]			

所在地不明労災指定医療機関名簿（和歌山労働局）

郵便番号	所在地	労災指定医療機関名	指定医療機関番号
[Redacted Content]			

所在地不明労災指定医療機関名簿（広島労働局）

郵便番号	所在地	労災指定医療機関名	指定医療機関番号
[Redacted Content]			



## 所在地不明労災指定医療機関名簿（徳島労働局）

郵便番号	所在地	労災指定医療機関名	指定医療機関番号
[Redacted Content]			

所在地不明労災指定医療機関名簿（愛媛労働局）

郵便番号	所在地	労災指定医療機関名	指定医療機関番号
[Redacted Content]			

所在地不明労災指定医療機関名簿（高知労働局）

郵便番号	所在地	労災指定医療機関名	指定医療機関番号
[Redacted Content]			

C

C

所在地不明労災指定医療機関名簿（福岡労働局）

郵便番号	所在地	労災指定医療機関名	指定医療機関番号
[Redacted Content]			

所在地不明労災指定医療機関名簿（佐賀労働局）

郵便番号	所在地	労災指定医療機関名	指定医療機関番号
[Redacted Content]			

所在地不明労災指定医療機関名簿（熊本労働局）

郵便番号	所在地	労災指定医療機関名	指定医療機関番号
[Redacted Content]			

## 所在地不明労災指定医療機関名簿（宮崎労働局）

郵便番号	所在地	労災指定医療機関名	指定医療機関番号
[Redacted Content]			

## 所在地不明労災指定医療機関名簿（鹿児島労働局）

郵便番号	所在地	労災指定医療機関名	指定医療機関番号
[Redacted Content]			



## アフターケア対象者の皆様へ 労 災 保 険

# 『アフターケア』が変わります

### ○ 平成19年7月から、次の取扱いが変更になります。

- ① アフターケア実施期間の継続を希望する場合の診断書（の提出）について  
せき髄損傷、人工関節・人工骨頭置換、虚血性心疾患等（ペースメーカー等を植え込んだ方）、循環器障害（人工弁又は人工血管に置換した方）及び頭頸部外傷症候群等に係るアフターケアを除き、アフターケア実施期間の継続を希望し、健康管理手帳の更新申請をする場合には、アフターケアを受けている医療機関の主治医の診断書の提出が必要となります。
- ② 「脳の器質性障害に係るアフターケア」の新設について  
従前の頭頸部外傷症候群等（一酸化炭素中毒症（炭鉱災害によるものを除きます。）、外傷による脳の器質的損傷、減圧症）、脳血管疾患、有機溶剤中毒等に係るアフターケアを統合し、「脳の器質性障害に係るアフターケア」を新設します。
- ③ 傷病別アフターケアの措置内容が一部変更となります。  
なお、変更内容の詳細については、各傷病別アフターケアの頁をご参照ください。

### ○ 平成19年10月から、次の取扱いが変更になります。

アフターケア実施期間の継続を希望する場合の健康管理手帳の有効期間について

- ① せき髄損傷、人工関節・人工骨頭置換、虚血性心疾患等（ペースメーカー等を植え込んだ方）、循環器障害（人工弁又は人工血管に置換した方）に係るアフターケアについては、アフターケア実施期間の継続を希望する場合の健康管理手帳の有効期間が3年から5年に変更となります。
- ② 上記①に掲げる傷病及び頭頸部外傷症候群等を除く傷病に係るアフターケアについては、アフターケア実施期間の継続を希望する場合の健康管理手帳の有効期間が2年又は3年から1年に変更となります。

アフターケアの変更内容をご案内するパンフレットが送付されていない方は、至急、健康管理手帳の発行を受けた都道府県労働局にお問い合わせ願います。

なお、パンフレットが送付された方であっても、現住所と健康管理手帳に記載している住所とが相違している方は、速やかに健康管理手帳の発行を受けた都道府県労働局において、住所変更手続きを行ってください。

〇〇労働局労働基準部労災補償課